迷惑メールフィルタリングサービス利用規約【現改比較表】 2025年9月1日現在

~2025年9月30日

2025年10月1日~

料金表

第2表 工事に関する費用(工事費)

額して適用することがあります。↩

1 適用

- (1) 工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
- (2) 本サービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、当社のIP通信網サービス契約約款の料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによるものとします。

2 工事費の額

	区 別↩			単 位↩	料金	額←
ネットワーク工事	利用の開始に関する	タイプ6に	関する工事	1の工事ごとに∉	4,000 円	(4,400 円) ←
費	工事の場合。	の場合∈				
	隔離ボックス蓄積容	タイプ 6に	関する工事	1の工事ごとに∈	4,000円	(4,400 円) ←
	量の追加に関するエ	の場合∈				
	事の場合	** ***				
	7 92 200					
	付加機能に係る工事	メール監	利用の開	1の工事ごとに∉	4,000 円	(4,400 円) ←
		査アーカ	始に関す			
		イブ機能	る工事の			
		の場合	場合』			
		05-380 🗆	-200			
			記憶装置	1の工事ごとに∉	4 000 🖽	(4,400 円) ←
			の容量を	100240010	4,000 1	(4,400 1)
			近か重で			
			冱加する 工事の場(
I##			合			
頒考 上事に関す	る費用については、そ6	の工争の規定	にかかわらず、	_ 工事の態様等を	助楽してその工事:	費の額を滅 📗

料金表

第2表 工事に関する費用(工事費)

1 適用

- (1) 工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
- (2) 本サービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、当社のIP通信網サービス契約約款の料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによるものとします。

2 工事費の額

	区 別年	l		単	ίά∉	料	金 額	۲ .
ネットワーク工事 費	利用の開始に関する 工事の場合		関する工事	1の工事			円 (6,	<u>160 円)</u> ←
	隔離ボックス蓄積容 量の追加に関する工 事の場合		関する工事	1の工事	ごとにぐ	<u>5,600</u>	円 (6,	<u>160 円)</u> ←
	付加機能に係る工事 の場合	メール監 査アーカ イブ機能 の場合.	利用の開 始に関す る工事の 場合	1の工事	ごとにぐ	<u>5,600</u>	円 (6,	<u>160 円)</u> ←
			記憶装置 の対量を 追加事の場 合品	1の工事	ごとにぐ	<u>5,600</u>	円 (6,	<u>160 円)</u> ←

備考 工事に関する費用については、その工事の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。→

附 則(令和7年8月12日 CAS企000400007478-01号)
<u>(実施期日)</u>
1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。この場合において、本改正に
よる変更後の条件は令和7年10月1日以降に利用又は変更の申込みがあったものから適
用するものとします。
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り
扱いについては、なお従前のとおりとします。